



総合評価落札方式 ガイドブック

- 調査、広報、研究開発 -

経済産業省



～ はじめに ～

これまで、調査、広報、研究開発の事業に係る委託契約については、専門的な技術やノウハウ等の技術的要素を評価することが重要であるため、価格による評価には馴染まないものとして、企画競争型の随意契約による調達を主としておりました。しかしながら、昨今、随意契約に関する問題が大きく取り上げられ、公共調達の透明性・公正性をより一層高めることが緊急の課題となったことから、先般、政府全体で随意契約の見直しに取り組むことを決定したところです。

これを受け、研究開発等の事業についても、一般競争入札の抜本的拡充を図るべく、競争参加者に対して技術提案を求め、事前に評価項目、評価基準を公表した上で、価格と品質が総合的に優れた内容の提案をした者を落札者とする「総合評価落札方式」による一般競争入札を活用することとしました。

これにより、一層の透明性の確保と価格要素を加味した競争性の向上によって、より経済的で良質な調達が万人に納得される形で行われることが期待されるところです。

CONTENTS

はじめに	1
総合評価落札方式の導入に当たって	
総合評価落札方式とは？	2
価格と技術の両面から評価すること / どのような事業に適用されるのか	
総合評価の方法	3
価格以外の要素に係る評価（技術審査）	
総合評価の方法	4
入札価格に係る評価 / 総合評価点の算出	
クリアすべき最低要件	5
入札者が直ちに不合格となる場合	
総合評価のケーススタディ	6
調査研究事業の仮想事例（価格点1：技術点2の場合）	
総合評価のケーススタディ	7
研究開発事業の仮想事例（価格点1：技術点2の場合）	
総合評価のケーススタディ	8
研究開発事業の仮想事例（価格点1：技術点3の場合）	
入札公告から契約までの流れ	9
標準的な手続の大まかなフロー	

column

国の主な契約方式にはどのようなものがあるの？

一般競争契約(最低価格落札方式)

国が入札に関する公告を行い、競争に参加した事業者等のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が落札者となる契約方式

一般競争契約(総合評価落札方式)

国が入札に関する公告を行い、競争に参加した事業者等のうち、価格と価格以外の要素との総合評価で最も優れた者が落札者となる契約方式

企画競争型随意契約

国が事業者等に企画提案書を提出させ、最も優れた内容の企画提案を行った者が契約の相手方として選定されて、随意に契約を行う契約方式

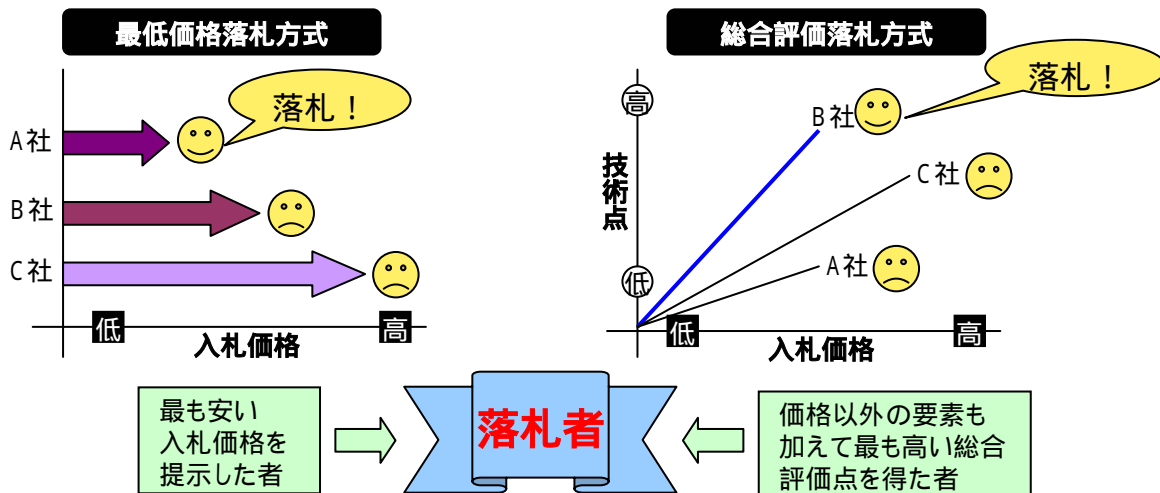
単純随意契約

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等において、競争を実施せず、随意に契約を行う契約方式

総合評価落札方式とは？

「価格」と「価格以外の要素(創意工夫等)」を総合的に評価

一般競争入札には、大別して、仕様を詳細に提示して価格のみについての競争を行うもの(最低価格落札方式)と、価格以外の要素についての提案を受けて、それらの評価を加えて競争を行うもの(総合評価落札方式)との2種類があります。



国の契約は最低価格落札方式によることが原則ですが、民間事業者等の持つ優れた技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格高品質の調達を実現するための手法として、総合評価落札方式によることも認められており、これまで、公共工事や情報システムの調達等を中心に採用されてきました。

この度、この総合評価落札方式による一般競争入札を調査事業、広報事業、研究開発事業にまで拡大し、これらの事業についても、価格と技術・創意工夫を総合的に評価して最も優れた提案をした者との契約を行うことにより、経済性を加味した技術競争を進めていきます。

適用の対象となる事業

今回新たに総合評価落札方式が適用されることとなる事業は、

- ・調査事業
- ・広報事業
- ・研究開発事業

の中でも、特に、予定価格の範囲内で最大限の事業成果を得るために、事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、また、それらの提案内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる事業です。

また、このようなタイプの事業は、とりわけ提案内容の新規性・創造性等に係る技術評価が重要視されるため、価格評価よりも技術評価に重点を置いた形での総合評価を行うこととしております。

【適用対象となる事業イメージ例】

調査事業

調査及び緻密な分析によって、事業成果が政策立案の基礎となるような調査研究
(ex. 「土壌汚染を巡る課題と対応のあり方に関する調査」(平成18年度))

広報事業

最大限の広報効果を発揮するための効果的なメディアミックスの選択、広報手法の斬新さ、デザインの独創性等の企画提案を求めるような事業

(ex. 「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン広告の制作及び実施事業」(平成17年度))

研究開発事業

我が国衛星メーカーの国際市場における競争力強化に資するため、衛星の軽量化・高度化・長寿命化等に関する基盤技術の開発

(ex. 「エネルギー-使用合理化技術開発等事業(次世代衛星基盤技術開発)」(平成18年度))

総合評価の方法

価格以外の要素に係る評価(技術審査)

研究開発等に係る事業においては、価格以外の要素として、提案内容の創造性及び新規性等に係る技術評価が重要視されます。また、これらに加えて、事業の実施体制や過去の実績等、事業の実行可能性を確保するための要素についても評価の対象となります。

価格以外の要素に係る評価項目とその評価の基準について、広報事業を例にとってみると、以下のようなものが典型的な例として挙げられます。

広報事業における評価項目及びその評価の基準の設定例



評価項目	評価基準	配点
1. 事業内容及び実施方法		50/100
・事業の目的、趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ・広報趣旨と広報対象(年齢及び職種等)が的確に捉えられているか。	10
・事業内容の妥当性・独創性	・国の広報事業として妥当な内容であるか。 ・事業の内容に創意工夫が見られるか。 ・広報内容が国民一般にとってわかりやすいものとなっているか。	20
・実施方法の妥当性・独創性	・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・事業の認知度(参加者、視聴者等)を高めるための工夫がされているか。 ・事業の実施に際して、「広聴・意見交換」という視点を加味しているか。 ・効果的・効率的なメディアミックスが選択されているか。 ・事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できるか。	20
2. 事業の効果		30/100
・波及効果の有無	・事業の波及効果が見込まれるか。 ・事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。	10
・事後評価手法の具体性	・客観的な効果測定指標が設定されているか。 ・効果の把握手法に妥当性があるか。 ・効果の評価方法に妥当性があるか。	10
・事業遂行の効率性	・事業の内容及び目標とする効果の達成に対して、日程、人員、作業手順等が効率的であるか。	10
3. 事業実施主体の適格性		20/100
・実施体制の適格性	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・効果的な人員体制になっているか。 ・手法、日程等に無理がないか。 ・国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	5
・知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。 ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。	5
・実績の有無	・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該事業と同様の事業の過去の実績はどの程度のものか。	5
・経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。 ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。	5



上記の例はあくまで代表的なものとしての一例です。実際に設定される評価項目の内容及び評価項目数等は、個々の事業の内容、性質及び求められる創意工夫等の程度に応じて、各省庁が事業ごとに定めることとなっております。また、各評価項目における配点についても、事業の性質や各評価項目における重要度の差異等に応じて事業ごとに異なり、重要度の高い(配点の高い)評価項目については、「重点項目」などと呼ばれる場合もあります。

各評価項目において獲得した得点を全て合計した点数が、当該入札者の価格以外の要素に係る評価点(技術点)となります。

総合評価の方法

入札価格に係る評価

総合評価落札方式は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する手法ですが、入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて自動的に得点が計算されることとなります。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

例えば、入札価格の満点が200点で、予定価格1,000万円の事業に対して800万円で入札した場合には、 $(1 - 800\text{万円} / 1,000\text{万円}) \times 200 = 40$ であることから、当該事業者の入札価格に係る評価点は40点となる。

column

価格点と技術点の得点配分に決まりはあるの？

情報システムの調達等、これまでの総合評価落札方式では、価格点と技術点の得点配分は1:1が原則とされてきました。しかしながら、今回新たに総合評価落札方式が採用される研究開発等の事業においては、要求する技術等の要素（専門的な技術やノウハウに係る創造性及び新規性等）により、その成果が大きく影響されることから、技術点に重点を置いた総合評価を行うこととしております。

ただし、総合評価落札方式は、価格及びその他の要件が国にとって最も有利な者を落札者として決定する方法であることから、過度に価格点を低く評価することは適切ではありません。このため、事業類型ごとに、総合点に占める価格点の割合について、以下のとおり下限を定めております。

- (1) 研究開発：4分の1以上(価格:技術 = 1:3以内)
- (2) 調査事業：3分の1以上(価格:技術 = 1:2以内)
- (3) 広報事業：3分の1以上(価格:技術 = 1:2以内)

総合評価点の算出

以上の考え方に従って、価格以外の要素に係る評価点（技術点）と入札価格に係る評価点（価格点）を計算したうえで、これらを全て合計した得点が、当該入札者の総合評価点となり、この総合評価点が最も高い者が最終的な落札者として決定されます。

価格以外の要素
に係る評価点
(技術点)



入札価格
に係る評価点
(価格点)



総合評価点

column

総合評価点の最高得点者が複数いたらどうなるの？

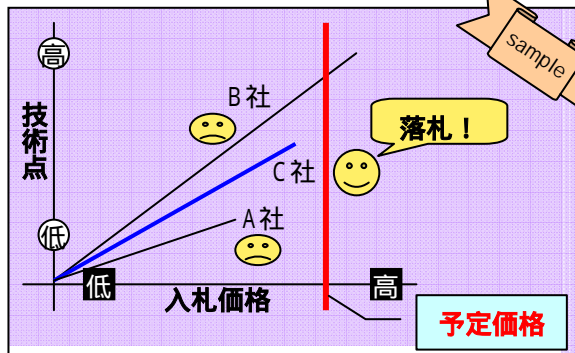
今回導入する総合評価方式による一般競争入札においては、技術点と価格点を合算した総合評価点が高い者が最終的な落札者となりますが、この「総合評価点が高い者」が同点数で2人以上存在した場合には、予算決算及び会計令第83条の規定により、これらの者にくじを引かせて落札者を決定することとなります。

クリアすべき最低要件

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

「予定価格」とは、国が契約を行うに当たって、その契約金額を決定する基準として国があらかじめ作成する見積価格をいい、最も経済的な調達を行うために、適正かつ合理的な価格として積算される価格です。

入札価格は、この予定価格以下であることが最低限必要とされます。



A社は最も入札価格が低いが、技術点も最も低い。B社は技術点が最も高いが、予定価格をオーバーしている。結果として、このケースでは、予定価格内で最も総合評価が高いC社が落札者となる。

必須評価項目における最低限の要求水準を 全て満たしていること

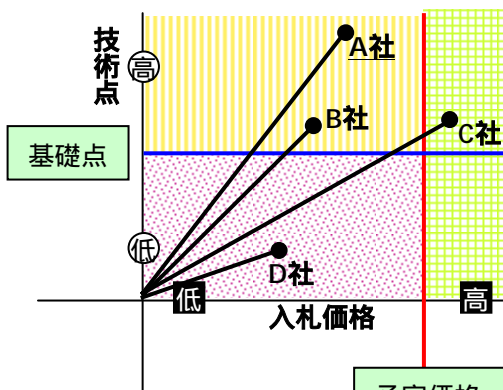
総合評価落札方式では、事業の円滑な履行と事業成果の確実性を高めるために、国が要求する最低限の水準を必ず満たさなければならない項目として、技術点の評価項目の中に「必須項目」が設定されています。「必須項目」とされた項目について、最低限の要求水準を満たしているものについては、「合格」として、一定の得点が付与されることになり、これを「基礎点」と呼びます。そして、必須項目について、基礎点が与えられる状態を基準として更に優れた提案が行われた場合には、その提案内容に応じて、基礎点から更に加点が行われることとなります。



他方、必須項目のうち1項目でも最低限の要求水準に達していないものがある場合には、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があることから、直ちに「不合格」とされるので、注意が必要です。

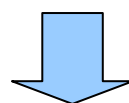
なお、技術評価項目等は入札説明会において事前公表することになっており、民間事業者等は技術提案を行うに際して、必須項目についてもあらかじめ知ることができます。


$$\text{必須項目の得点} = \text{基礎点} + \text{加点部分}$$

技術評価項目のうち「必須項目以外の項目」については、その提案内容に応じて、全て加点がなされることとなります(基礎点はありません)。



 予定価格を上回っている領域
 最低限の要求水準(基礎点)を満たしていない領域



 この領域の中で総合評価得点が最も高い者が落札者となる!!

左図の例では、A社が落札者となる。

総合評価のケーススタディ



< 調査研究の場合 >

仮定条件

予定価格…………… 12,000千円
 低入札調査基準価格…………… 7,200千円
 価格点の満点…………… 50点
 技術点の満点…………… 100点
 入札者A：入札価格10,500千円、技術点90点
 入札者B：入札価格 7,500千円、技術点75点

【入札者Aの総合評価点】

価格点 = $(1 - 10,500 / 12,000) \times 50 = 6.25$ 点
 総合点 = 価格点(6.25点) + 技術点(90点) = **96.25点**

【入札者Bの総合評価点】

価格点 = $(1 - 7,500 / 12,000) \times 50 = 18.75$ 点
 総合点 = 価格点(18.75点) + 技術点(75点) = **93.75点**

評価項目	評価基準	配点	入札者A	入札者B
1. 調査業務の実施方針等		50	46	37
・調査内容の妥当性、独創性	・仕様書記載の調査内容について全て提案されているか。 ・偏った内容の調査になっていないか。	10	10	10
	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。	10	9	5
・調査方法の妥当性、独創性	・課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか。 ・調査項目・調査手法が明確であるか。	10	10	10
	・調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫が見られるか。	10	8	5
・作業計画の妥当性、効率性	・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	5	5	5
	・事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。	5	4	2
2. 組織の経験・能力		25	23	20
・類似調査業務の経験	・過去に同様の調査を最低1回は実施しているか。	5	5	5
	・過去に同様の調査を豊富に実施しているか。	5	5	10
・組織としての調査実施能力	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	5	5	5
	・幅広い知見・ネットワークを持っているか。	5	5	3
	・優れた情報収集能力を持っているか。	5	5	3
・調査業務に当たっての管理・バックアップ体制	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・管理者の経験や知見はあるか。	5	3	2
3. 業務従事者の経験・能力		25	21	18
・類似調査業務の経験	・過去に同様の調査を実施しているか。 ・過去に委員会を運営した経験があるか。	10	8	8
	・調査内容に関する専門知識・適格性	5	5	5
・調査内容に関する専門知識・適格性	・調査内容に関する知識・知見を持っているか。	5	4	3
	・調査内容に関する人的ネットワークを持っているか。	5	4	3
・業務歴、資格、学歴等	・業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか。	5	4	2
合 計	基礎点	40	40	40
	加点	60	50	35

青字の評価項目は必須項目であり、上段の赤字部分を満たすと基礎点が付与され、下段の黒字部分は加点対象となる要件である。

Aが落札者!

一般競争入札に参加資格はあるの?

有資格者の入札参加基準

契約の別	資格の等級	予定価格
物品の製造 (例: 印刷費)	A	3,000万円~
	B	2,000万円~3,000万円
	C	400万円~2,000万円
	D	~400万円
物品の調達	A	3,000万円~
	B	1,500万円~3,000万円
	C	300万円~1,500万円
	D	~300万円
役務の提供 (例: 研究開発、調査、 広報・催事等)	A	3,000万円~
	B	1,500万円~3,000万円
	C	300万円~1,500万円
	D	~300万円
物品の買い受け	A	1,000万円~
	B	200万円~1,000万円
	C	~200万円

入札に際して、不信用、不誠実な者の参加を排除するため、公正性を失わない限度において、国は契約の種類ごとに参加者に必要な資格を定め、有資格者によって競争を行うことが一般的になっています。

競争参加資格は国の機関のいずれか1箇所に申請することにより、全省庁統一の資格が取得できます。経済産業省では、大臣官房会計課、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、各経済産業局、中小企業庁、特許庁の各契約窓口にて申請を受け付けております。

独立行政法人、公益法人等であっても競争参加資格を取得している必要があります。

column



総合評価のケーススタディ

< 研究開発の場合(その1) >

仮定条件

予定価格…………… 250,000千円
 低入札調査基準価格…………… 150,000千円
 価格点の満点…………… 50点
 技術点の満点…………… 100点
 入札者A : 入札価格240,000千円、技術点88点
 入札者B : 入札価格150,000千円、技術点65点

【入札者Aの総合評価点】

価格点 = $(1 - 240,000 / 250,000) \times 50 = 2$ 点
 総合点 = 価格点(2点) + 技術点(88点) = **90点**

【入札者Bの総合評価点】

価格点 = $(1 - 150,000 / 250,000) \times 50 = 20$ 点
 総合点 = 価格点(20点) + 技術点(65点) = **85点**

評価項目	評価基準	配点	入札者A	入札者B
1. 研究開発の目的、目標及び内容		30	27	21
・研究開発の目的	・経済産業省の施策方針に合致しているか。	5 5	5 5	5 5
・目標設定の妥当性	・目標設定に妥当性はあるか。 ・目標達成に向けて計画性があるか。	5 5	5 5	5 5
・研究開発の内容	・研究開発の内容が具体的かつ詳細で明確になっているか。 ・創造性又は新規性があり、技術的に優れているか。 ・実現可能性を具体的に説明しているか。	5 10 5	5 8 4	5 17 1
2. 事業実施体制		35	32	24
・研究実施の体制	・研究を遂行できる研究員を確保しているか。 ・研究開発の分担・管理体制がとられているか。	10 10	10 10	10 10
・研究遂行のための経営基盤	・業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。	5 5	5 5	5 5
・参加研究員の研究実績及び能力	・研究を遂行するに十分な研究実績があるか。 ・当該分野及び関連分野に関する知識・知見を持っているか。	15 15	13 13	8 8
・研究設備等の保有状況等	・効果的・効率的に行うために設備・装置の配置状況はどのようになっているか。	5 5	4 4	1 1
3. 研究実績及び類似研究		15	14	7
・過去の研究実績	・当該分野及び関連分野の研究開発等の実績があるか。 ・類似研究と重複する内容となっていないか。 ・当該分野及び関連分野において受賞歴はあるか。	5 10	5 9	5 2
4. 研究開発計画		10	9	8
・研究開発計画	・年度計画、全体計画(年度展開)が提案されているか。 ・年度計画、全体計画(年度展開)は適切に実行できるものになっているか。	5 5	5 4	5 3
5. 研究の波及効果		10	6	5
・技術的及び社会的な波及効果	・新産業創出が期待できるか。 ・経済波及効果が期待できるか。	5 5	4 4	3 3
・社会的なニーズ	・我が国の直面する課題(産業競争力強化、安全・安心な社会基盤の構築等)が、明確に設定され、ニーズを満たすための研究であるか。	5 5	2 2	2 2
合 計	基礎点	40	40	40
	加 点	60	48	65

Aが落札者!

低入札価格調査制度を知っていますか?

一般競争入札に際して著しく低い価格の入札があった場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて、国が調査を実施し、調査の結果、その価格をもっては、当該契約の完全な履行を行い得ず、結果的に国が損害を被るおそれがあると認められる場合には、その入札者の総合評価点が最も高かったとしても、その者との契約を回避し、次順位者と契約を結ぶことができるとされています。

なお、この低入札価格調査制度の対象となるのは、予定価格1,000万円を超える契約において、入札価格が予定価格の6割を下回った場合です。

総合評価のケーススタディ

< 研究開発の場合(その2) >

仮定条件

予定価格…………… 250,000千円
 低入札調査基準価格…………… 150,000千円
 価格点の満点…………… 50点
 技術点の満点…………… 150点
 入札者A：入札価格220,000千円、技術点133点
 入札者B：入札価格220,000千円、技術点128点

【入札者Aの総合評価点】

価格点 = $(1 - 220,000 / 250,000) \times 50 = 6$ 点
 総合点 = 価格点(6点) + 技術点(133点) = 139点

【入札者Bの総合評価点】

価格点 = $(1 - 220,000 / 250,000) \times 50 = 6$ 点
 総合点 = 価格点(6点) + 技術点(128点) = 134点

評価項目	評価基準	配点	入札者A	入札者B
1. 研究開発の目的、目標及び内容		50	49	44
・研究開発の目的	・経済産業省の施策方針に合致しているか。	5	5	5
・目標設定の妥当性	・目標設定に妥当性はあるか。 ・目標達成に向けて計画性があるか。	5	5	5
・研究開発の内容	・研究開発の内容が具体的かつ詳細で明確になっているか。 ・創造性又は新規性があり、技術的に優れているか。 ・実現可能性を具体的に説明しているか。	5 25 10	5 25 9	5 22 7
2. 事業実施体制		45	34	42
・研究実施の体制	・研究を遂行できる研究員を確保しているか。 ・研究開発の分担・管理体制がとられているか。	10	0	10
・研究遂行のための経営基盤	・業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。	5	5	5
・参加研究員の研究実績及び能力	・研究を遂行するに十分な研究実績があるか。 ・当該分野及び関連分野に関する知識・知見を持っているか。	25	25	23
・研究設備等の保有状況等	・効果的・効率的に行うために設備・装置の配置状況はどのようになっているか。	5	4	4
3. 研究実績及び類似研究		25	23	20
・過去の研究実績について	・当該分野及び関連分野の研究開発等の実績があるか。 ・類似研究と重複する内容となっていないか。 ・当該研究開発に必要な特許をもっているか。 ・当該分野及び関連分野において受賞歴はあるか。	5 5 15	5 5 13	5 5 10
4. 研究開発計画		15	15	12
・研究開発計画	・年度計画、全体計画(年度展開)が提案されているか。 ・年度計画、全体計画(年度展開)は適切に実行できるものになっているか。	5 10	5 10	5 7
5. 研究の波及効果		15	12	10
・技術的及び社会的な波及効果	・新産業創出が期待できるか。 ・経済波及効果が期待できるか。	10	8	7
・社会的なニーズ	・我が国の直面する課題(産業競争力強化、安全・安心な社会基盤の構築等)が、明確に設定され、ニーズを満たすための研究であるか。	5	4	3
合計	基礎点	45	35	45
	加点	105	98	128

この事例では、入札者Aは技術点で入札者Bを上回り、総合評価点でも入札者Aの方が高得点となっているが、入札者Aは必須項目のうちの1項目(紫色部分)について最低限必要とされる要求水準を満たしていないため、「不合格」となる。

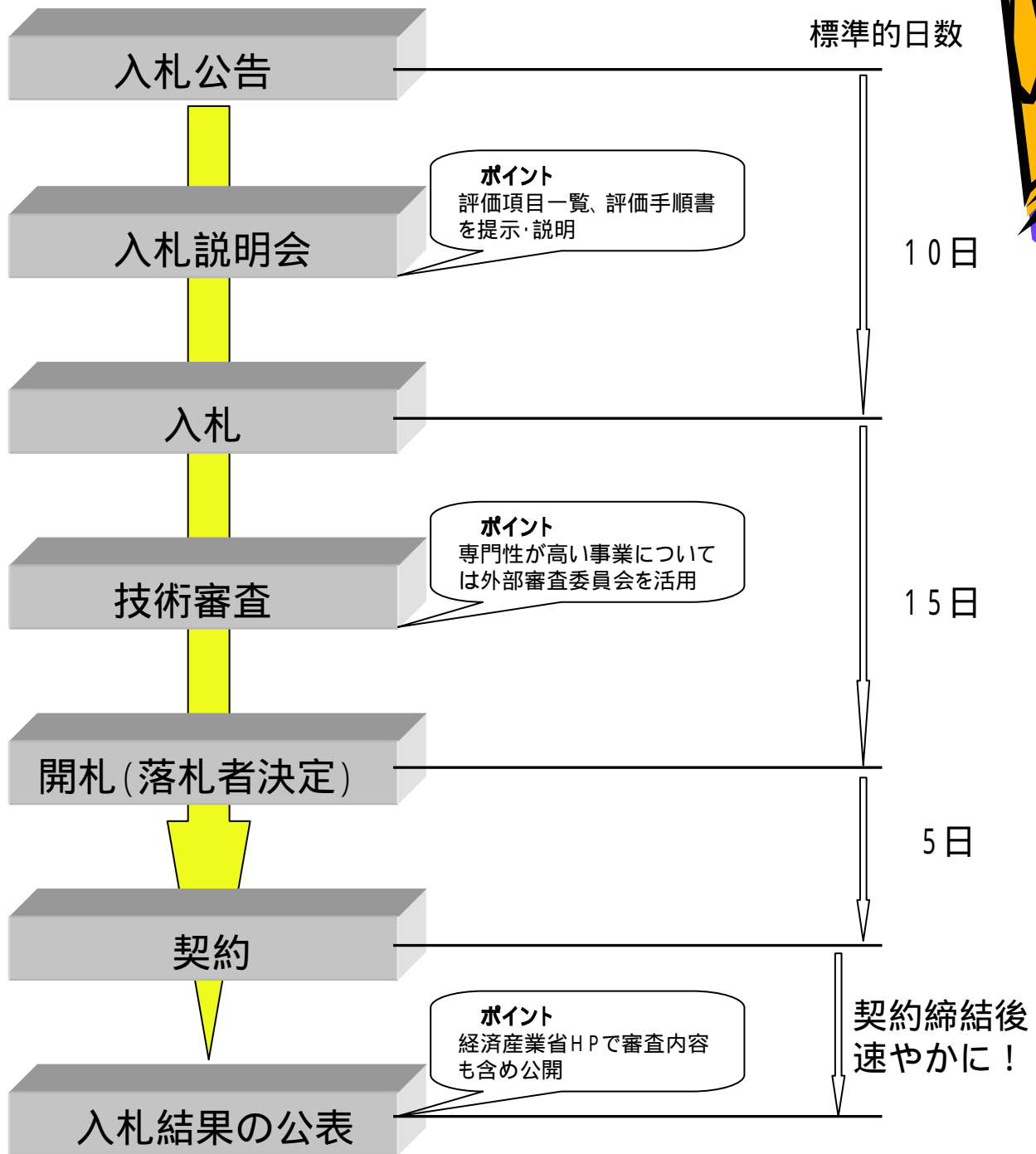
Bが落札者!

足切り基準としての性質を持つ必須項目

必須項目は、国が要求する最低限の水準に満たない場合には直ちに不合格となる、いわば「足切り基準」としての性質を持っています。このため、必須項目の設定については、慎重に検討されることが求められ、当該事業の遂行に関して実際に必要とされる最低限の内容に限って設定することとされています。

なお、評価項目の中の必須項目の数及び当該必須項目において要求される最低限の水準については、事業の性質等に応じて事業ごとに設定されることになります。

入札公告から契約までの流れ



万人が納得する公正で透明な選定！

column
総合評価落札方式は、価格のみの競争による最低価格落札方式と異なり、価格の他に技術力や創意工夫等を評価して、価格と品質が総合的に優れた内容を提案した者を落札者とするものであると同時に、透明性の高い手続と公正な評価をもとに実施される手法でもあります。

入札公告の段階で評価項目と評価基準をあらかじめ定めて技術提案を募集し、技術審査委員会によって客観的に落札者を選定していきますが、この間の様々な手続の中にも、応札した企業への説明は十分に行っていかなければなりません。

また、評価項目、評価基準、技術審査結果、入札結果等についても積極的に公開し、手続の客観性、透明性を確保していくことが、国の調達における国民への説明責任を果たす上でも、極めて重要であることは言うまでもありません。



お問い合わせ先

経済産業省
大臣官房会計課

契約担当 : TEL 03-3501-1616